

## 議案第 86 号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和 35 年川崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「1.5メートル」の次に「（階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物にあつては、幅員 90 センチメートル）」を加える。

第 21 条第 1 号の表中「1.5メートル」の次に「（階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物にあつては、90 センチメートル）」を加える。

第 31 条第 3 項中「以外の階」の次に「（以下この項において「特定階」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物の特定階（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する構造であるもので区画

されている建築物又は同条第15項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。)については、この限りでない。

第37条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物における第1項の通路の幅員は、90センチメートル以上とする。

第43条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物における第1項の通路の幅員は、90センチメートル以上とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

建築基準法施行令の一部改正により、小規模な特殊建築物等の敷地内に設けなければならない屋外避難階段等から道路等に通ずる通路の幅員が緩和されたこと等に伴い、避難階以外の階を学校等の用途に供する小規模な建築物の敷地内に設けなければならない屋外階段から道路等に通ずる通路の幅員を緩和すること等のため、この条例を制定するものである。